

平成30年度第1回島原市入札監視委員会議事概要

開催日時	平成30年7月5日（木）午後2時～午後3時45分
場 所	国土交通省雲仙復興事務所2階 会議室
委 員	吉田 省三 委員長（長崎大学 経済学部非常勤講師） 古瀬 寛二 委員（商工会議所副会頭） 中村 聖三 委員（長崎大学大学院 工学研究科教授） 本村 三郎 委員（税理士） 山下 雄一 委員（弁護士）
市関係出席者	柴崎副市長、金子総務部長 《事務局》中村契約管財課長、酒井契約検査班長、荒木主査 《工事主管部署》 ▶ 総務課…松本課長、早稲田班長、小林係長、山口主査 ▶ 水道課…森班長 ▶ 農林水産課…中鶴主査、稲田主査 ▶ 道路課…荒木課長
報告事項	平成29年度入札執行状況等について
抽出事案審議	平成29年度下半期発注工事の審議
審議対象期間	平成29年10月1日～平成30年3月31日
抽出事案	6件 ※各委員から2件以内で抽出（重複あり）
委員からの意見・質問とその回答等	別紙のとおり

(1) 報告事項 平成29年度入札執行状況等について	
意見・質問	回答
<p>《1回目の入札で最低制限価格を下回った者を失格とせず、2回目の入札に参加させる事例》</p> <p>西海市の例で、2回目に進むときに失格者の業者名を公表するのか。</p> <p>1回目の入札で落札者がいない場合に最低制限価格を下回った者を2回目の入札に参加させることについて検討するのか。</p>	<p>業者名は発表しない。</p> <p>全者が最低制限価格を下回る場合は、最も高く入札した業者の入札額のみを発表する。予定価格超過業者と最低制限価格を下回る業者しかいない場合は、予定価格を超過した業者のうち最低額を入札した業者の入札額と、最低制限価格を下回る業者のうち最高額を入札した業者の入札額を発表する。</p> <p>検討する。</p>
<p>《予定価格決定用ランダム係数分布》</p> <p>ヒストグラムで示したらどうか。</p>	<p>試したい。</p>
<p>《入札執行状況について》</p> <p>平成28年度と平成29年度の入札を比較して不調の割合が増えているが、思い当たる要因はあるか。</p> <p>工事数の推移はどうか。</p> <p>不調について、もう少し分析してみてもどうか。</p>	<p>平成29年度に関しては、辞退する業者からの声を聞くと、年度末であり工期が短かったり、手持ち工事を抱えていたりという回答を得た。こういった業者が多かったと考えている。</p> <p>年度間での比較は分析できていない。</p> <p>減少傾向である。</p> <p>可能な範囲で調査分析を行いたい。</p>

(2)抽出事案審議 平成29年度下半期発注工事の審議	
審議1 市庁舎建設に伴う県道愛野・島原線温泉配湯管移設工事（北ルート22工区）	
意見・質問	回 答
1者入札では競争原理が働かないが、それでも入札手続きを行うことについて問題はないのか。	1者入札になった場合には、入札を中止するという規定は定めていない。 一般的に、入札者が1者であっても当該入札者は入札参加者が1者しかいないことを知りえないことから競争性は確保されていると解されており、有効に成立したと考えている。
1回目の入札が不落になり、2回目に進む場合、日を改めるのか。	即時に行う。
仮に業者間のネットワークがあったとしたら、1者入札になることが入札前に判明することも考えられる。 改善した方がよい。 (意見)	—
1者入札する理由があるのか。	法的に、落札者がいないときは随意契約が認められているところである。このケースは随意契約ではないが、事務簡素化の観点からも、1者での入札は有効な方法と考える。
土木Cランクの業者数は。 22者程度であれば、業者間で受注を回せるのではないか。指名を受けた情報を流していいのか。	22者である。 そういった業者間の情報交換は好ましくない。
随意契約が地方自治法上認められているのであれば、最初から随意契約の方法をとればいいのか。	競争性の確保のため入札を行う。 1者を選定する理由がない場合は、随意契約はできないと考える。 指名のうえ残った1者と予定価格内で契約をするのは問題ないとする。
総合数値上位から指名すると業者の顔ぶれが固定されるのではないか。	総合数値上位から順番に指名することは自然であり、工事によって指名数が違うことから、必ずしも同じメンバーでの入札にはならない。
1者入札で入札することについての是非を検討したらどうか。	他市の状況等を調査するなどして、検討したい。

審議 2 島原市庁舎建設工事（建築主体）	
意見・質問	回 答
設計変更はどのような内容か。	積算に使用する単価の採用時期から時間が経過したことから積算をやり直したものである。
業者は積算をやり直したことは知らないはずなのに、なぜ参加者が1者から4者に増えたのか。	入札参加資格を見直した結果である。
1者で入札することに問題があるのではないか。	1月26日の入札の前に、「3者未満は入札を行わない」とした入札告示を行ったが、参加者が3者に満たなかったため、入札を中止した。 それを踏まえ、入札参加資格をより参加しやすく見直したうえで「3者未満でも入札を行う」とした入札告示を行った。
設計の中身は変わっていないのか。	時間が経過して採用単価が変わったことに加えて、1回目の入札において、入札前に入札参加予定者から提出された「設計図書等に対する質問書」で受けた質問事項を検討し見直したものも変えている。
予定価格が、最初の入札から1割も増えている。最初の予定価格自体に間違いはなかったのか。	主に鉄骨に関する価格の上昇が顕著であったことによる。また、特殊単価ということで、業者からの見積をもとに単価を設定しているが、もともとの見積の時期である8月から入札時期までに相当の時間が経過し、大きな差異が生まれた。
入札参加要件の設定そのものに問題があったのではないか。	参加要件については、当初から品質の確保、同種同規模工事の実績を考慮して設定したが、業者の参加がみられなかったため、総合数値を下げ、実績の面積要件を緩和するなど、参加しやすくした。それでも参加者が少なく落札に至らなかったことから、再度見直しをはかったところである。
一般的に、再度入札に付する場合は、設計そのものは変えないのか。	設計は見直すこともある。
審議 3 川原・森岡線配水管布設替工事	
意見・質問	回 答
橋梁補修工事と当該工事をあわせて一つの工事として入札にかけることはできないのか。	一つの工事として入札にかけることはできない。しかし、別個の工事だとしても、今後は部署間で連携し、効率的に入札、契約ができないか、調整を図りたい。

<p>年度末などは工事が多い。 道路工事の際、水道工事も一緒にやるなど工夫するなどできないか。</p>	<p>地下の埋設管と地上の側溝や舗装がそれぞれで工事をする事例もあるが、現在はそういうことがないように、事前に水道、ガス、電気、掘削などの施工者で年度当初に調整会議を行い、調整を図っている。 国庫補助の工事である場合は、内示があつてからしか動けないので年度末に工事が集中してしまう。</p>
<p>見積額が妥当であるかどうかはどう判断するのか。</p>	<p>今回は足場無しで設計額を算出し予定価格を決定している。予定価格内であれば契約する。</p>
<p>審議4 山之内ため池浚渫工事</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>積極的に取りに行かない理由はどこにあるのか。(時期的なもの、仕事がやりにくい、コストがかかるなど)</p>	<p>受注者によると、時期的には問題ないが、大量の土砂を運搬するトラックの確保がネックになっているとのことである。</p>
<p>一般的に、同種の工事で、大方の業者が高く入札し、予定価格付近で落札するような同じ現象が現れていないか。</p>	<p>昨年度のこの会議で議題に上がった「ため池浚渫工事」の例でみると、全者が予定価格を超え不落に終わった、あるいは落札者以外が予定価格を超えたという結果であった。この種の工事で高く入札する傾向はみられる。</p>
<p>特定の種類の工事が1回目の入札で落札に至らない傾向があるのであれば、調査、研究してみてはどうか。</p>	<p>調査、研究してみたい。</p>
<p>審議5 戸田原水路災害復旧工事</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>「指名回数を考慮」、「前回の指名を考慮」の意味を説明願う。</p>	<p>「指名回数を考慮」は、当該工事の入札執行を通知する時点における指名実績回数の少ない業者から指名すること、「前回の指名を考慮」は、不落であった前回の入札で指名した業者以外から選定するということである。</p>
<p>不調に終わった入札結果は公表するのか。</p>	<p>していない。</p>
<p>指名されて辞退した場合も指名実績にはなるのか。</p>	<p>辞退をしても指名実績にはカウントする。</p>
<p>同じものを3回執行しているが、設計は変えているのか。</p>	<p>設計は適正と考えており、変更はしていない。</p>
<p>3回の入札で、各業者の入札額にばらつきがあるが、理由がわかるか。</p>	<p>業者間の、取りに行く姿勢の差ではないかと考える。</p>

取りたくないならば、辞退すればいいのではないか。	事前に辞退してもペナルティはないが、せっかく受けた指名に対しての市への配慮ではないかと考える。
工期はどれほどか。	通常の標準工期であれば2カ月程度を見るべきではあったが、それよりも短くなった。 この工事は、去年の7月の被災後、11月に国の査定を受け、12月の補正予算を得た後に起工したことから、標準工期をとれていない。
災害復旧工事は、業者があまりとりたがらず、落札率が高い傾向にあるような気がする。 入札の回数が増えると事務量も増えてしまう。何か考えられる方策はないか。	災害復旧工事は、国の査定後にしか予算をつけられない。 また、改修的で小さな工事であり、工期が短くなってしまう。 効果的な方策は思い浮かばない。
災害復旧ということであれば、緊急に取り組まなければならない工事であり、単価を上げるとかの配慮はできないのか。	災害復旧工事は、国庫補助を受けていることから、通常の市の工事の単価と比べて制約されるので、難しい。
他の自治体も同じ状況ではないか。	県内の担当者会議などで意見をそろえて国等に要望したい。

審議6 小山1号線他1線改良工事

意見・質問	回答
1回目の入札で予定価格を上回る業者のみが2回目に進んでおり、かつ1者しか残っていない状況であれば、最低制限価格付近での入札になるわけがない。 西海市の例などを参考にして改善をするべきである。	検討したい。
《審議案件に関する委員会の所見》	
<p>審議の結果、入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保について問題は認められず、適正に処理されていた。</p> <p>ただし、1者入札の妥当性について、今後、他市等の事例を研究し、改善に向け検討することが必要と考える。</p>	